

浄化槽設置者の手続き

手続きの種類	提出書類	経 由	提出先	提出部数	その他
1. 浄化槽の使用を開始したとき	浄化槽使用開始報告書 (別記第1号様式)		・地域振興局保健福祉環境部 又は事務移譲市町村	2	使用開始の日から30日以内に 浄化槽保守点検業者を通じて 提出する。
2. 浄化槽の使用を1年以上 休止するとき、または 使用を再開するとき	使用休止(再開)届 (別記第8号様式)		・地域振興局保健福祉環境部 又は事務移譲市町村	3	休止(再開)した日から 30日以内に浄化槽保守 点検業者を通じて提出する。
3. 浄化槽の使用を廃止するとき	浄化槽使用廃止届出書 (別記第9号様式)		・地域振興局保健福祉環境部 又は事務移譲市町村	3	廃止の日から 30日以内に 浄化槽保守点検業者を通じて 提出する。
4. 技術管理者を変更しようと するとき	浄化槽技術管理者変更報告書 (別記第2号様式)		・地域振興局保健福祉環境部 又は事務移譲市町村	2	変更の日から 30日以内に 浄化槽保守点検業者を通じて 提出する。
5. 浄化槽管理者を変更しようと するとき	浄化槽管理者変更報告書 (別記第3号様式)		・地域振興局保健福祉環境部 又は事務移譲市町村	2	変更の日から 30日以内に 浄化槽保守点検業者を通じて 提出する。